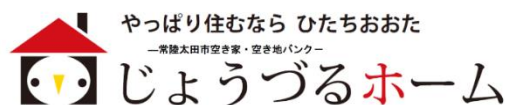


## 空き家等を提供していただける方（売り手・貸し手）の利用手順

	事項	内容
1	物件登録の申込み	<p>売却・賃貸物件の提供を希望する方は、下記の書類に必要事項を記入のうえ、少子化・人口減少対策課へ提出してください。（郵送可）</p> <p><b>【必要書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常陸太田市空き家・空き地バンク物件登録申込書（様式第1号）</li> <li>・常陸太田市空き家・空き地バンク物件登録概要書（様式第2号）</li> <li>・同意書（様式第3号）</li> <li>・全部事項証明書の写し（法務局で発行）</li> <li>・納税通知書・課税明細書の写し</li> </ul> <p>※ 契約交渉の仲介を行う業者をご指定いただくか、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会若しくは公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部の会員の中から仲介業者の推薦を依頼するか選択してください。</p> <p>※ 仲介業者の仲介には、宅地建物取引業法の規定に基づく仲介手数料が発生します。</p>
2	事前調査	<p>登録物件として適切かどうか、市の担当者が提出書類の確認や現地・物件の事前調査を行います。</p> <p>※ 登記された物件であり、現況と一致するものであることを確認します。</p>
3	仲介業者決定	<p>仲介業者の決定後、常陸太田市空き家・空き地バンク仲介業者決定通知書（様式第4号）にて通知します。その後、仲介業者と現地調査の日程を調整させていただきます。</p>
4	現地調査	<p>空き家等の所有者に立ち会っていただき、仲介業者及び市の担当者が現地調査を行います。</p> <p>空き家・空き地バンクホームページに掲載する写真撮影及び間取りや設備等の確認をさせていただきます。</p> <p>老朽化による大規模な修繕を必要としないものであることを確認します。</p>
5	登録完了	<p>常陸太田市空き家・空き地バンク物件登録通知書（様式第5号）により通知します。登録内容を確認していただいて、間違いがなければ空き家・空き地バンクホームページ等に掲載します。</p>



### 【問合せ・申込み】

〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町 3690 番地

常陸太田市 企画部 少子化・人口減少対策課

TEL 0294-72-3111（内線 314・346）／FAX0294-72-3002

kikaku3@city.hitachiotla.lg.jp